

『世界 144,000 人の平和の祈り』 実行委員会 規約

- 第1条 本会は、「世界 144,000 人の平和の祈り」実行委員会(以下「本実行委員会」と称す。
- 第2条 本実行委員会は事務所を株式会社クリーク高知県高知市に置く。
- 第3条 本実行委員会は、平成 30 年 9 月 22、23 日にパシフィコ横浜国立大ホールで開催する『世界 144,000 人の平和の祈り』『一万人の集い』と平成 30 年 10 月 20、21 日高知県室戸岬で開催する『世界 144,000 人の平和の祈り』『炎の祈り』『わだつみの清め』を企画し運営することで、『世界平和の実現』と『争いのない社会』『平和な社会の実現』を目指す。
- 第4条 本実行委員会は会の趣旨に賛同し、賛意を持って協力するものにより組織する。
- 第5条 本実行委員会は総会及びイベント交流会事業の開催前、及び開催後に開き、議長は会長または副会長が当たる。但し、会長が必要と認めた場合には臨時に開くことができる。議事の決定は、出席者の過半数の賛意によって決める。
- 第6条 本実行委員会は以下のメンバーで構成される。
- | | |
|--------|-----|
| 1 名誉会長 | 若干名 |
| 2 会長 | 1名 |
| 3 副会長 | 若干名 |
| 4 委員 | 若干名 |
| 5 監事 | 若干名 |
| 6 事務局 | 若干名 |
- 第7条 役員を選出は次の通りとする。
- 1 名誉会長、会長、副会長は総会において選出する。
 - 2 委員及び監事は会長が委嘱する。
- 第8条 役員任期は就任後一年とする。但し再任することができる。
- 第9条 役員は次の通りとする。
- 名誉会長は、本会の会務について助言する。
- 会長は本会を代表し、一切の会務を総理する。
- 副会長は、会長を助けその職務を代行する。
- 委員は、会の運営について審議する。また、イベントの運営のサポート、集客の声掛け、チケットの販売等、地域の連絡、イベントの告知などを助けるものとする。
- 監事は本実行委員会の業務の執行状況及び会計を監査する。
- 第10条 本実行委員会の事業期間は 2018 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までとする。
- 第11条 本会の設立日を平成 27 年 9 月 7 日とする。
- 第12条 本会の規約は平成 27 年 9 月 7 日より実施する。
- 改訂 平成 28 年 5 月 1 日
- 改訂 平成 29 年 1 月 10 日
- 改訂 平成 29 年 11 月 9 日